

# 坂戸市建設工事等談合情報等対応要領

施 行 平成 11 年 10 月 27 日  
最終改正 令和 3 年 6 月 1 日

## 1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事の請負及び設計・調査・測量その他の業務委託並びに物品の購入等（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る入札、見積りの適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合の対応について定めるものとする。

## 2 談合情報等の確認

(1) 市発注工事等の契約に係る入札、見積りについての談合情報に係る通報を受けた職員は、通報者に対して次に掲げる事項、その他必要な事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号）を作成し、契約主管課長へ送付するものとする。

ア 通報者の氏名・連絡先（匿名の場合はその旨を記載）

イ 入札対象工事等の名称

ウ 入札（予定）日時・場所

エ 落札予定業者名・金額

オ 談合等が行われた日時・場所

カ 談合等に関与した業者名

キ 談合等の方法

(2) 契約主管課長が談合情報に係る情報を直接受けたとき又は新聞等（報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、(1)と同様に談合情報調書を作成するものとする。

(3) 契約主管課長は、報道等により談合情報を把握したときは、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(4) 契約主管課長は、通報者が明らかなきときは、通報者に対して情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

(5) 契約主管課長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成するものとする。なお、その後の対応については談合情報と同様に取り扱うものとする。

## 3 市長、所管部・課長への報告

契約主管課長は、談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得たときは、速やかに談合情報調書又は談合疑義事実調書に係る書類を添えて市長に報告するとともに、所管部・課長に報告するものとする。

## 4 信憑性の判断

(1) 契約主管課長は、必要に応じて公正入札調査委員会（坂戸市工事請負業者等指名委員会の組織をもってこれに代える。）に諮り、談合情報の信憑性について判断するものとする。ただし、開札前に情報等を得た場合には開札してから判断する。

(2) 開札の結果、談合情報に信憑性がないと判断できる場合は、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を続行する。

## 5 事情聴取

(1) 契約主管課長は、信憑性なしと判断できない場合や談合疑義事実を得たときは、次に掲げる事項及びその他必要事項について入札参加予定業者（共同企業体にあつては構成員。以下同じ。）のすべてから個別に事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。なお、事情を聴取する相手は、原則として代表者又は本市に対して契約権限を有する者とし、やむを得ない場合は、責任のある回答が得られる職にある者とする。

ア 他社からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

イ 入札金額（見積額）の算定方法及び体制

ウ 談合等の防止に対する取り組み

エ 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

オ その他

(2) 事情聴取に当たっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求めるものとする。なお、聴取内容や提出された積算関係資料に疑義が残る場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。

## 6 談合情報等への対応

(1) 契約主管課長は、談合情報等を得たときは、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を保留する。ただし、信憑性がないものは除く。

(2) 副市長は、事情聴取した談合情報等の対応について、公正入札調査委員会に諮り、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、入札参加業者等のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第4号）を提出させた後、入札契約（落札者決定、契約締結事務等）を契約主管課長に続行させる。

イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、入札を取りやめ、又は無効とし落札決定を取り消すものとする。

ウ 「不正行為の事実あり」と判断したときは、イの措置に加え、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく告発について決定するものとする。

## 7 契約締結後に談合情報があった場合の措置

契約締結後に談合情報があった場合は、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応するものとする。ただし、6の談合情報等への対応のア及びイの措置は、次のとおりとする。

ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、誓約書の提出を求め、契約を継続させる。

イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、契約の解除を検討する。

## 8 処理結果の報告

契約主管課長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談合情報等処理書（様式第5号）を作成し、指名業者名簿、参加資格業者名簿、談合情報調書又は談合疑義事実調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書、入札経過調書、見積開封記録及び不正行為の裏付けとなる資料、その他関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

## 9 談合情報等の公表

市長は、告発を行った場合、原則として公表するものとする。

10 公正取引委員会への資料送付

市長は、事情聴取した談合情報についての8の資料を、その都度、様式第6号により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付するものとする。

11 警察署への情報提供

市長は、事情聴取の結果、不正行為が確認できない場合を除き、8の資料を、様式第7号により所管の警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

附 則

この要領は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

## 談 合 情 報 調 書

通報を受けた日時		年 月 日 ( ) 午前・後 時 分頃	
通報を受けた職員		所 属	
		職・氏名	
通 報 者	会社名(報道機関名等)		
	所 属 ・ 職 ・ 氏 名		
	連絡先住所・電話番号		
通 報 手 段		電話 FAX 書面 報道 その他 ( )	
談 合 情 報 の 内 容	入 札 件 名		
	入札日時・場所	年 月 日 ( ) 午前 時 分	
	落札予定業者		
	落札予定金額		
	談合等が行われた日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃	
	談合等が行われた場所		
	談合等に関与した業者		
	談合等の方法		
そ の 他			

## 談 合 疑 義 事 実 調 書

事 実 を 得 た 日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分
入 札 日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分
入 札 件 名	
談 合 が あ る と 疑 う に 足 り る 事 実 を 得 た 根 拠 等	

## 事 情 聴 取 書

事情聴取日時	年 月 日（ ）午前 時 分～ 時 分
事情聴取場所	
入札件名	
事情聴取対象業者名	
事情聴取対象者名	役職 氏名
事情聴取者職・氏名	
事 情 聴 取 内 容  (例)	<p>① 貴社ではこの入札に関して、他社から談合の働きかけがありましたか。または、他社に対して談合の働きかけをしましたか。</p> <p>② 貴社ではこの入札に際して、入札金額（見積額）の算定はどのように行ないましたか。（方法・体制）また、入札金額見積内訳書を求められたら提出できますか。</p> <p>③ 貴社では、談合等の不正行為の防止に対してどのように取り組んでいますか。</p> <p>④ 貴社は、この入札に関して、談合等一切の不正行為をしていませんか。</p> <p>⑤ その他</p>

※ 事情聴取内容は例示であり、談合情報に応じて適宜決定する。

# 誓 約 書

坂戸市長 あて

下記の入札に関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約いたします。

また、入札の執行が終了している場合又は今後執行された場合において、当該入札に関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

## 記

1 入札対象工事等の名称

2 入札(予定)日時

年 月 日 午前・午後 時 分

年 月 日

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名

代理人役職名  
代理人氏名

## 談 合 情 報 等 処 理 書

入 札 件 名	
入 札 予 定 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
入 札 執 行 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
通報を受けた日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
談 合 情 報 が あ っ た 時 期 (該当する番号に ○印を付ける。)	1 指名・公告前    2 入札日前    3 入札開始前    4 落札決定前 5 落札者決定後    6 仮契約後    7 契約後    8 着工後
談合情報等の内容	別紙談合情報調書のとおり（信憑性： 有 無 ）
事 情 聴 取	未実施      実施（内容は別紙事情聴取書のとおり）
不正行為の事実の 有                      無	有      無
処 理 経 過 ・ 結 果 (該当する番号に ○印を付ける。)	1 誓約書の提出    2 入札金額見積内訳書の提出    3 入札の中断 4 入札の中止    5 入札の無効    6 契約の解除
特 記 事 項	

（添付書類）指名業者一覧又は参加資格者一覧、談合情報調書又は談合疑義事実調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書、入札（見積）経過調書、不正行為の裏付けとなる資料、その他関係資料を添付のこと。

第 年 月 日  
号

公正取引委員会事務総局  
審査局情報管理室長 様

坂戸市長

印

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合等不正行為に関する情報について、下記のとおり資料を送付します。

記

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号  
担当：坂戸市 総合政策部 財政課課 契約・検査係  
電話：049-283-1331(代)

第 年 月 日  
号 日

西入間警察署長 様

坂戸市長

印

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合等不正行為に関する情報について、下記のとおり資料を送付します。

記

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号  
担当：坂戸市 総合政策部 財政課 契約・検査係  
電話：049-283-1331(代)